(ii) with respect to taxes on income which are not withheld at source, as regards income for any taxable year beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which this Protocol enters into force.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2 of this Article, the provisions of Article 7 of the Convention as amended by Article 2 of this Protocol shall be applicable with respect to profits for any taxable year or chargeable period beginning on or after a date to be agreed between the Governments of the Contracting States through an exchange of diplomatic notes. Until the provisions of Article 7 of the Convention as amended by Article 2 of this Protocol are applicable, the provisions of the original Article 7 of the Convention shall continue to apply.

4. Notwithstanding the provisions of paragraph 2 of this Article, the provisions of paragraphs 3, 5 and 6 of Article 25, paragraphs 1 and 2 of Article 26 and Article 26A of the Convention, and paragraph 5 of the Protocol of 2006, as amended by this Protocol, shall have effect from the date of entry into force of this Protocol, without regard to the taxable year or chargeable period to which the matter relates. For the purposes of paragraph 5 of Article 25 of the Convention, as amended by this Protocol, no case may be submitted to arbitration earlier than a date two years from the entry into force of this Protocol.

5. This Protocol shall remain in force as long as the Convention remains in force.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at London this seventeenth day of December, 2013, in the Japanese and English languages, each text being equally authoritative.

For Japan:

Keiichi Hayashi

For the United Kingdom
of Great Britain
and Northern Ireland:

David Gauke

省　　令

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章　雑則（第五十条―第五十三条）」を「第十一章　国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）
第十二章　雑則（第五十七条―第六十条）」に改める。

第六条第二項中「単に」を削り、「という。）」の下に「及び第五十条第一項に規定する国際連携学科」を加える。

第十条第一項中「及び第四十六条第一項」を「、第四十六条第一項及び第五十五条」に改める。

第十八条第一項中「第五十条」を「第五十七条」に改める。

第十一章中第五十三条を第六十条とし、第五十条から第五十二条までを七条ずつ繰り下げる。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　国際連携学科に関する特例

（国際連携学科の設置）

第五十条　大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2　大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。

3　国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第五十一条　国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2　国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第五十二条　国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができる。

2　国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。